

知っ得 情報ボックス

くらし

農地の転用や登記には農業委員会の許可が必要です

農地を売買、贈与、交換したり、宅地や山林に変更したりする場合には、農業委員会の許可が必要です。「農業経営基盤強化促進法」による利用権設定（農地の貸借）も農業委員会へお知らせください。

農地に関する相談は、お近くの農業委員がいつでもお手伝いします。

【問い合わせ先】

長島町農業委員会事務局
Tel 0996-86-1111 内線 2211

精神障害者保健福祉手帳への写真貼付

現行の精神障害者保健福祉手帳は、写真貼付がないために本人確認が困難であり、各種のサービス等を受ける際、さまざまな問題がありました。

これらの問題について、関係機関等の前向きな支援協力を得るために、平成 18 年 10 月 1 日から、他の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳）と同様、写真貼付することになりました。

10 月 1 日以降に精神障害者保健福祉手帳を新規申請や更新申請される方は、原則 1 年以内に撮影した上半身脱帽の写真（縦 4 ㍉×横 3 ㍉）を 1 枚添えて、手続きを行ってください。

有効期限が残っている精神障害者保健福祉手帳を所持されている方

も、希望される方は同手帳に写真を貼付することができます。手帳と写真を持参のうえ、手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

役場町民福祉課社会福祉係
Tel 0996-86-1111 内線 1117

案内

交通遺児等育成資金貸付 介護料支給制度

●育成資金の無利子貸付け

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故が原因で死亡された方、または重度の後遺障害が残った方のお子様、育成資金の無利子貸付けを行っています。

・対象者

0 歳から中学卒業までのお子様

・申込者

お子様を扶養している保護者

・金額

はじめに一時金 15 万 5 千円
貸付期間中毎月 2 万円

小・中学入学支度金 4 万 4 千円

・期間

貸付決定月から中学卒業月まで

・利子 無利子

・返還

割賦による 20 年以内の均等払い

・返還猶予

中学卒業後、高校・大学等に進学した場合には、在学期間は返還を猶予できます。

●介護料の支給

自動車事故による重度後遺障害者の方に対する介護料の支給を行って

います。

・支給対象

頭部、脊椎または胸腹部臓器の損傷を受け、移動・食事・排泄など日常正確動作について、常時の介護または随時の介護が必要な状態である方

・支給方法 月額制

・支給期間

受付日の属する月から、受給資格喪失事由の発生した日の属する月まで

【問い合わせ先】

独立行政法人自動車事故対策機構
鹿児島支所
Tel 099-225-0782

マイバッグ・キャンペーン

県廃棄物・リサイクル課では、買い物の際に買い物袋を持参し、レジ袋の使用を減らすことで身近なところからごみの減量化・リサイクルを進める「マイバッグ・キャンペーン」を平成 18 年 10 月 1 日（日）から 31 日（火）までの 1 カ月間実施します。

買い物の際には、次のことに心がけましょう。

- ①買い物袋などを持参し、レジ袋を使わないようにしましょう。
- ②レジ袋をもらったら、繰り返し使しましょう。
- ③リサイクル商品や簡易包装の商品を買うようにしましょう。
- ④扶養な包装や過剰な包装は断るようしましょう。

農業災害対策に係る「金融に関する相談窓口」の設置

豪雨災害による被災農業者のため